

其後可拜任云々類有

〔徒然草下〕人の終焉のありさまの、いみじかりし事など、人のかたるを聞に、たゞしづかにしてみ
だれずといは、心にくかるべきを、おろかなる人は、あやくことなる相をかたりつけ、いひし
ことばもふるまひも、をのれがこのむかたにほめなすこそ、其人の日ごろの本意にもあらずや
とおぼゆれ、此大事は権化の人もさだむべからず、博學の士もはかるべからず、をのれたがふ所
なくば、人の見聞にはよるべからず、

〔閑際筆記上〕人家僧尼ヲ父母屬續ノ際ニ招致者、豈慮ナカルベケンヤ、頃者内藤某熱病ヲ以死ス、
譎語妄見アリ、一二ノ苾芻僧易簣ニ近侍ス、出テ曰、痛哉内藤氏ノ臨終ヤ、其言所皆罪狀ニシテ、見
所者皆惡鬼ナリト、聞者悉ク以爲、渠ニ隱惡アリト、余○藤内藤ト相識タリ、其爲人、正直ニシテ能
敬信アリ、生涯六十年、未一惡名ヲ聞ズ、没後此貶議ニ罹、慨ザルベケン哉、夫人ノ疾、革ナル間、躁靜
言默ノ異ナカラズ、靜ニシテ默スル者必善人ナラズ、躁シテ言者必惡人ナラズ、只是病勢ノ然シ
ムルトコロナリ、僧侶ノ言贛ナル哉、

〔伊呂波字類抄由〕遺言

〔下學集下〕遺言藝

〔書言字考節用集八〕遺言九〔同九〕遺言九

〔源氏物語桐壺〕たゞかのゆいごむをたがへじとばかりに、いだしたて侍しを、○下

○按ズルニ、遺言ニハ、口頭ヲ以テスルアリ、書狀ヲ以テスルアリ、而シテ遺言ニテ臣子ヲ訓誨
スル事ハ、訓誡篇ニ、葬送ニ關スル事ハ、禮式部葬禮篇ニ、遺産ニ關スル事ハ、政治部上編及ビ下
編ノ相續篇等ニ載セタルバ、參照スベシ、

〔書言字考節用集九〕辭世頌頌臨終之作

辭世

遺言